

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 平成24年度後期高齢者医療被保険者証等一括印刷業務委託契約
- 2 見積書徴取日 平成24年4月20日（金）
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 6,110,475円（消費税込み）
- 5 その他

・ 履行（又は納入）期間は、平成24年4月23日から平成24年7月17日

- 6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 被保険者証等の一括印刷は、通常的大量印刷物とは性格の異なる特殊な印刷物であり、その情報の取扱いは細心の注意が必要となるため、印刷を行う能力に加え、情報漏洩防止策等のセキュリティ面において高い安全性と管理能力が要求される。北海道国民健康保険団体連合会は、後期高齢者医療制度と同様の制度である国民健康保険において、道内各市町村から依頼を受けて被保険者証更新時にかかる一括印刷及び仕分け、発送といった作業及びその情報管理を行っており、他に道内複数市町村の被保険者証を同時期に一括印刷及びその情報管理までを行っている者はなく、後期高齢者医療制度施行時以降の被保険者証等印刷においても、委託契約を締結しており、何ら問題なく業務を完了させている実績がある。

そのほかにも北海道国民健康保険団体連合会は、後期高齢者医療制度施行時以降に発送に向けた封入封かん業務の多くを市町村から請け負っており、今回も同作業を北海道国民健康保険団体連合会へ委託を希望する市町村があるため、一括印刷業務を北海道国民健康保険団体連合会へ委託し、一連の作業とすることで、広域連合、市町村双方にとって最も効率的かつ安価で業務ができると考えられる。

また、国保共同電算処理事業のなかで、道内各市町村の国民健康保険被保険者に関する情報を収集・管理しており、個人情報に関する取扱いに実績があるほか、後期高齢者医療電算システム運用業務受託者でもあり、被保険者証印刷に必要な情報抽出処理を同一の者に行わせることで、被保険者に関する個人情報のより高い情報漏洩に対する安全性を確保することができる。